

公共施設における地域レジリエンス強化再エネ導入業務 簡易公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

公共施設における地域レジリエンス強化再エネ導入業務

(2) 業務目的

災害発生時の防災拠点及び避難所となる公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、平時の温室効果ガス排出量の削減及び災害時の自立エネルギー確保を実現し、諏訪市のゼロカーボンシティ実現に寄与する。

(※詳細については、別添業務説明書を参照のこと。)

(3) 実施主体

諏訪市

(4) 業務内容

- ① 設備詳細設計
- ② 設備施工・試験
- ③ 設備運転、維持管理及び電力供給
- ④ その他作業

(詳細については、別添業務説明書を参照のこと。)

(5) 電力供給契約方法

物品購入等指名業者選定委員会による随意契約

(6) 事業期間

- ① 整備期間
令和6年3月31日(日)まで
- ② 運転期間
令和6年4月1日(月)から令和21年3月31日(水)まで
※運転期間を15年間とした場合

2 選定方式

簡易公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、評価基準に基づき総合的に審査・評価し、業務実施候補者を特定する。

3 参加資格要件

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱(平成23年諏訪市告第69号)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 諏訪市の物品購入入札参加資格(石油類、ガス類、電気)を有する又は電力供給契約の締結までに登録を得る見込みのある者。
- ④ 日本国内に本社を有する単独法人であること。ただし、当該事業の一部を第三者に委託又は請け負わせることを妨げるものではない。
- ⑤ 実施体制に建築面及び電気保安面で必要な技術者(一級建築士及び電気主任技術者(第3種以上)等)を含んでいること。
- ⑥ 過去5年間(平成30年4月から令和5年3月)において、本事業と同種事業の実績が

1件以上あること（同種業務の条件は、9(3)イに示すとおり）。

- ⑦ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。

4 事務手続き

(1) 募集から業務実施候補者の特定までのスケジュール

内 容	日程（予定）	備 考
事業説明書交付	令和5年4月10日（月） ～ 4月28日（金）	希望者に直接交付又は市ホームページよりダウンロード
現地確認期間	令和5年4月10日（月） ～ 5月17日（水）	個別に日程調整
参加申込書の提出	令和5年4月10日（月） ～ 4月28日（金）	ゼロカーボンシティ推進室へ電子メールで提出
質問書の提出	令和5年4月10日（月） ～ 4月21日（金）	ゼロカーボンシティ推進室へ電子メールで提出（任意様式）
質問書に対する回答	令和5年4月28日（金）	参加申込者全員に電子メールにて回答
企画提案書の提出 （電子データ）	令和5年4月10日（月） ～ 5月24日（水）	ゼロカーボンシティ推進室へ電子メール又は指定ストレージサービスで提出
企画提案書の提出 （印刷書類）	令和5年4月10日（月） ～ 5月26日（金）	ゼロカーボンシティ推進室へ郵送又は持参にて提出
（投影用資料の提出）	令和5年4月10日（月） ～ 5月29日（月）	ゼロカーボンシティ推進室へ電子メール又は指定ストレージサービスで提出
プレゼンテーション	令和5年5月30日（火）	参加申込の状況により日程調整
審査結果の通知	令和5年6月上旬	参加者全員に郵送にて通知

(2) 事業説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年4月10日（月）より、諏訪市ホームページに掲載するとともに、希望者に対して直接交付する。

(3) 現地確認の方法

諏訪市市民環境部ゼロカーボンシティ推進室と個別に日程調整を行い実施する。

(4) 参加申込書の提出方法及び提出期限

- ① 提出書類
参加申込書（様式1）
- ② 提出方法
諏訪市市民環境部ゼロカーボンシティ推進室へ電子メールで提出すること。
- ③ 提出期限
令和5年4月28日（金）午後5時（必着）

(5) 事業説明書に対する質問書の提出方法、提出期限及び回答方法

- ① 提出方法
諏訪市市民環境部ゼロカーボンシティ推進室へ電子メールで提出すること。様式は任意とするが、その際、事業者名、所属部署、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。また、口頭及び電話による照会には一切応じない。

② 提出期限

令和5年4月21日（金）午後5時（必着）

③ 回答方法

令和5年4月28日（金）までに、参加申込のあった全事業者へ電子メールにより回答する。

（6）企画提案書に付随する提出書類、提出部数、提出方法及び提出期限

① 提出書類

- ・企画提案書（様式2～5）
- ・見積書（任意様式）
- ・添付書類
 - ア 定款
 - イ 法人登記事項証明書
 - ウ 国税及び地方税の未納額がないことの証明（過去1年分）

② 提出部数

企画提案書は、様式2から様式5、見積書及び添付書類までを左2ヶ所ステープラー留めとし、1部提出すると共に、同様のものを電子データ（PDF）にて提出する。

③ 提出方法

諏訪市市民環境部ゼロカーボンシティ推進室へ、印刷書類については郵送又は持参にて提出すること。電子データ（PDF）については電子メール又は市の指定したストレージサービスで提出すること。なお、指定するストレージサービスについては、参加申込書提出後に指示する。

④ 提出期限

電子データ 令和5年5月24日（水）午後5時（必着）

印刷書類 令和5年5月26日（金）午後5時（必着）

5 事業者選定について

（1）事業者選定方法

- ・企画提案書等提出書類に基づき、提案者によるプレゼンテーションを実施し、後述の業務実施候補者を特定するための評価基準に基づき審査し、評価点数が最も高い提案者を業務実施候補者として選定する。
- ・評価点数が最も高い提案者が複数ある場合は、電気料金単価により決定する。
- ・業務実施候補者による実施が実施不可能な場合には、次点の提案者と協議を行う。

（2）プレゼンテーション

① 日時

令和5年5月30日（火）

② 場所

諏訪市役所5階501会議室

③ 方法

- ・1提案者あたり30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

④ その他

- ・プレゼンテーションの必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは会場に用

意するが、パソコンは提案者が持参すること。なお、プロジェクターからパソコンへの接続は HDMI 端子で用意する。

- ・資料は、事前に提出した提案書類のみの使用とすること。なお、説明において認識を補足するパワーポイント等投影資料（企画提案書の内容の範囲とする）を使用する場合は、企画提案書提出時にその旨を市に伝え、令和 5 年 5 月 29 日（月）午後 1 時までには諏訪市市民環境部ゼロカーボンシティ推進室へその内容のわかる電子データ（PDF 又はパワーポイント）を電子メール又は市の指定したストレージサービスで提出すること。
- ・プレゼンテーションへの参加は 1 事業者あたり 3 人までとする。
- ・詳細については、後日通知する。

（3）業務実施候補者を特定するための評価基準

- ・以下の項目について評価を行い、業務実施候補者を決定する。なお、個別配点については公表しない。

評価項目	評価の視点
過去の業務実績	・ 同類業務実施実績
実施体制	・ 業務実施体制 ・ 業務継続実施の保証
提案内容	・ 業務への理解度 ・ 提案内容に対する具体性、妥当性 ・ 諏訪市の状況を踏まえた独自提案の有無及び妥当性
プレゼンテーション	・ 明確な提案内容の説明及び質問事項への回答
コスト	・ 電気料金（PPA 単価）の妥当性

（4）審査結果について

① 結果の通知

- ・プレゼンテーションを行った全ての提案者に通知する。
- ・審査結果の異議申し立ては受け付けない。
- ・評価点数及び業務実施候補者以外の者の順位については公表しない。
- ・審査結果について、諏訪市情報公開条例に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

② 非特定理由説明請求及び回答に関すること

- ・選考委員会委員長は、企画提案書提出者のうち業務実施候補者以外の者に対し、業務実施候補者として特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知する。
- ・通知を受けた提案者は、通知日から起算して 10 日（休日を除く）以内に限り、書面により、選考委員会委員長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ・選考委員会委員長は、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を除く）以内に書面により回答する。

（5）仕様書の作成及び電気料金単価の決定

業務実施候補者の提案内容を基本に協議を行い、仕様書の作成及び電気料金単価の決定を行う。

（6）契約

対象業務の仕様書作成後、業務実施に対する覚書を取り交わす。覚書において、国補

助等活用する場合には、その採択を条件とする場合がある。なお、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時に実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）1号事業」の利用を想定している。

また、業務における設備設置前に令和6年3月31日までを期間とする電力供給設備設置に必要な行政財産の目的外使用許可をし、電力供給可能な整備が完了した後、電力供給契約について令和6年4月1日以降分について契約をする。

6 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書又は企画提案書等に虚偽の記載をした場合
- (2) 会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる場合
- (3) その他、公平な審査を妨害する行為があった場合
- (4) 参加申込書提出後において、3の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (5) 入札参加資格審査申請の結果、入札参加資格を付与されなかった場合

7 特記事項

- (1) 応募に係る経費については、全額応募者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書及び企画提案書等は、業務実施候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないが、選定の過程において複製する場合がある。
- (4) 提出期限以後における参加申込書又は企画提案書等の訂正、差替及び再提出は認めない。
- (5) 業務が開始された時点で、業務実施事業者及び実施概要を公表する。
- (6) 業務実施にあたり、応募書類に記載された管理技術者及び各担当技術者の変更は原則として認めない。
- (7) 業務実施にあたり、国補助金等が採択されない等の理由により実施が不可能となった場合においても、それまでに発生した費用については全額事業者の負担とする。

8 提出・問合せ先

本業務における担当窓口及び企画提案書等の提出先は、次のとおりとする。

担当窓口

諏訪市市民環境部ゼロカーボンシティ推進室（次長：小松 達也 主査：茅野 貴之）

住所：〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号

TEL：0266-52-4141（内線214）

メール：zero-carbon@city.suwa.lg.jp

9 提出書類作成上の留意事項

提出書類全てにおいて、使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとする。

(1) 参加申込書（様式1）

- ・必要事項記載の上、令和5年4月28日（金）午後5時までに提出すること。
- ・参加申請書提出後の辞退については、プレゼンテーション前において自由とするが、

本市宛に辞退する旨の届出書（任意様式）を提出すること。

（２）企画提案書（様式２）

- ・企画提案書の表紙とし、必要事項記載の上、令和５年５月２４日（水）午後５時までに電子データ、令和５年５月２６日（金）午後５時までに印刷書類を提出すること。（締切時刻までの必着とする）

（３）添付書類

- ・以下の書類は、企画提案書の添付書類として提出すること。なお、業務説明書の内容を確認、理解した提案を行うこと。

ア 会社概要（様式３-１）

イ 同種業務実績（様式３-２）

- ・過去５年間（平成３０年４月から令和５年３月）の業務実績のうちで、本事業と類似する太陽光発電設備施工実績、第三者所有モデルの太陽光発電設備の実績、その他再生可能エネルギー導入実績について記載すること。

※実績を証明する書類（契約書の写し又はTECRISの写し）を添付すること。

※過去の業務実績が複数ある場合、実績の新しい順に記載すること。

※記載は１頁以内とする。

ウ 業務実施体制（様式３-３）

- ・業務の実施に携わる者の氏名、資格、経験、役職等について実施体制を踏まえて図示すること。
- ・業務については詳細設計、設備設置、運転及び維持管理、その他付随業務を指す。
- ・専門技術者等の資格者証の写しを添付すること。
- ・業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合には、その部分が把握できるように記載すること。なお、特に運転及び維持管理については特定担当者が決定していないことが想定されることから、氏名、経験、役職等の記載を省略するものとする。

エ 導入設備の内容（様式３-４）

- ・対象施設別に導入設備の内容について記載すること。
- ・導入設備については規模及び容量を含め、対象施設の状況を十分に把握した上で提案すること。
- ・設置場所については必要に応じて添付資料として配置図を提出すること。

オ 諏訪市の状況を踏まえた独自提案（様式４）

- ・本事業の目的を達成した上で、本事業実施と同時あるいは関連しての実施が効果的と判断する諏訪市の脱炭素社会実現による地方創生に資する提案を記載する。
- ・独自提案については本事業における再エネ導入に限らない。
- ・必要に応じて複数枚での提出も可能とする。

カ 電気料金（様式５）

- ・本事業における電気料金単価を提示すること。その際可能な限りの算出根拠を提示

すること。

- ・国補助金等を活用する場合には、その旨の説明をわかりやすく行うこと。なお、本業務は「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時に実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）1号事業」を活用して実施することを前提とする。